

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度
設計年月	令和 年 月
予算科目	款 項 目 節
工事場所	京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地
路線名又は河川名等	
工事名	本丸庭園内園路空間修景整備工事
工 期	契約日の翌日から令和 7年11月28日まで
事業課(所)名	元離宮二条城事務所
工事番号	単 価 使 用 年 月 令和 年 月
変更回数	歩 掛 適 用 年 月 令和 年 月
主 工 種	基 準 適 用 年 月 令和 年 月
前 払 金 支 出	単 価 地 区
	調 整 区 分

京都市 文化市民局



工 事 概 要

工事延長				m	50
構造物撤去工	式	1			
園路広場整備工	式	1			
植栽工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、本丸庭園内の園路空間の修景工事として、園路舗装及び園路沿いの植栽を行うものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年5月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年5月	
基 準 適 用 年 月	2025年5月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	09:公園工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

[illegible]

設計内訳書（本01）

工事名	本丸庭園内園路空間修景整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基盤整備			式	1				
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
舗装版破碎		舗装版種別:真砂土固化舗装版, 平均厚:30mm, 舗装材運搬・既設路盤整正含む	m2	95				
運搬処理工			式	1				
殻運搬		殻種別:がれき類,トラック[普通型]2t積	台	2				
殻処分		殻種別:がれき類	t	6				
施設整備			式	1				
園路広場整備工			式	1				
土系舗装工			式	1				
土舗装		混合材厚:5cm, 路盤再利用	m2	100				
植栽			式	1				
植栽工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	本丸庭園内園路空間修景整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 植栽	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地被類植栽工			式	1				
地被類植栽(スギゴケ)		地被類の種別:スギ ^ゴ ケ(黒土培土),養生工(竹串,テ ^ク ス)含む,土壌改良無し	m2	15				
張芝		芝の種類:野芝,芝の規格:半土付き,目地:無し	m2	45				土壌改良無し
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		B	人日	1				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費（率計上）			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	本丸庭園内園路空間修景整備工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 植栽	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特 記 仕 様 書（個別編）

工 事 名 本丸庭園内園路空間修景整備工事

工事場所 京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541 番地

1 一般事項

第 1 条（適用）

本工事の履行に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和 6 年 8 月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和 6 年 8 月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第 2 条（受注者希望方式による「月単位の週休 2 日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休 2 日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休 2 日」）であり、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休 2 日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休 2 日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休 2 日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「週休 2 日工事」（4 週 8 休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第 3 条（前払金）

前払金は、請負代金の 40 %以内とし、中間前払金は、同様に 20 %以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 二条城は全域が史跡に指定されており、城内には国宝、重要文化財に指定されている建造物や特別名勝に指定された庭園のほか、石垣、樹木、施設等は史跡の構成要素となっている。これら、各施設等の文化財的価値を念頭におき、その保存に関して細心の注意を払いながら施工を行うこと。
- 2 工事の実施に当たっては、来城者の安全確保のために必要な措置を講じるとともに、常に観覧、各施設の利用、通行の妨げにならないよう配慮しながら施工を行うこと。
- 3 施工中に、来城者等とのトラブルがないよう十分に注意すること。万一、トラブルがあった場合には、受注者において丁寧に対処すること。また、速やかに監督職員へ報告すること。
- 4 施工中は、文化財及びその他施設に損傷を与えないよう注意すること。万一、文化財やその他施設を損傷させた場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示のもと処理し復旧すること。受注者の故意又は過失により生じた損害は、全て受注者の処理及び負担とする。
- 5 二条城は、年間を通じて催事が実施されるため、催事の予定を考慮したうえで、資材の搬入、発生材の搬出、騒音を伴う作業等の日時を設定すること。
- 6 二条城は、入退城口、入退城時間、城内の通行ルート等について、細かくルールが定められているため、事前に監督職員と協議を行い、これらを反映させた施工計画書を作成すること。
- 7 施工に当たっては、適切に現場の養生を行うこと。また、作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。
- 8 工事とは関係のない建物及び施設内には許可なく立ち入らないこと。
- 9 本工事の関係者であることを明確にするため入城証を発行する。発行に伴い、工事関係者の氏名を指定の様式に記載し、着手日の10日前までに監督職員へ提出すること。様式については別途、提供するものとする。また、本工事完了後は速やかに入城証を返却すること。

第5条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、監督職員からの指示及び条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
履行範囲	1 名	交通誘導警備員 B 1 名	昼 間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第6条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
園路広場整備工 土系舗装	土舗装	混合材
植栽工 地被類植栽工	地被類植栽（スギゴケ） 張芝	スギゴケ 野芝

第7条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第8条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
構造物撤去工 ・ 構造物取壊し工	舗装版破砕	・ 既設路盤整正施工時（整正作業確認）
園路広場整備工 ・ 土系舗装	土舗装	・ 表層施工時（表層厚の確認） ・ 散水施工時（散水量等の作業確認） ・ 転圧作業時（転圧状況の確認）

第9条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
施工範囲の確認	作業前に監督職員と立会確認を行う（ただし、立会確認書は必要としない。）
資材置場、資材等の運搬に係る車両駐車場所の確認	作業前に監督職員と立会確認を行う（ただし、立会確認書は必要としない。）
保安施設設置場所の確認	作業前に監督職員と立会確認を行う（ただし、立会確認書は必要としない。）

4 建設副産物に関する事項

第10条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
がれき類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市西京区大枝沓掛町 26-306	設計運搬距離 L = 16.5 km

5 その他事項

第 11 条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 14 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な関係書類については、工期末の 5 日前までに提出すること。

第 12 条（植栽工事における植替え）

- 1 植栽樹木等が工事完了引渡後 1 年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね 2 / 3 以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね 1 / 3 以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

- 2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- 3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から 1 年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- 4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。
スギゴケ、野芝
- 5 以下の細別を植栽割増の対象とする。

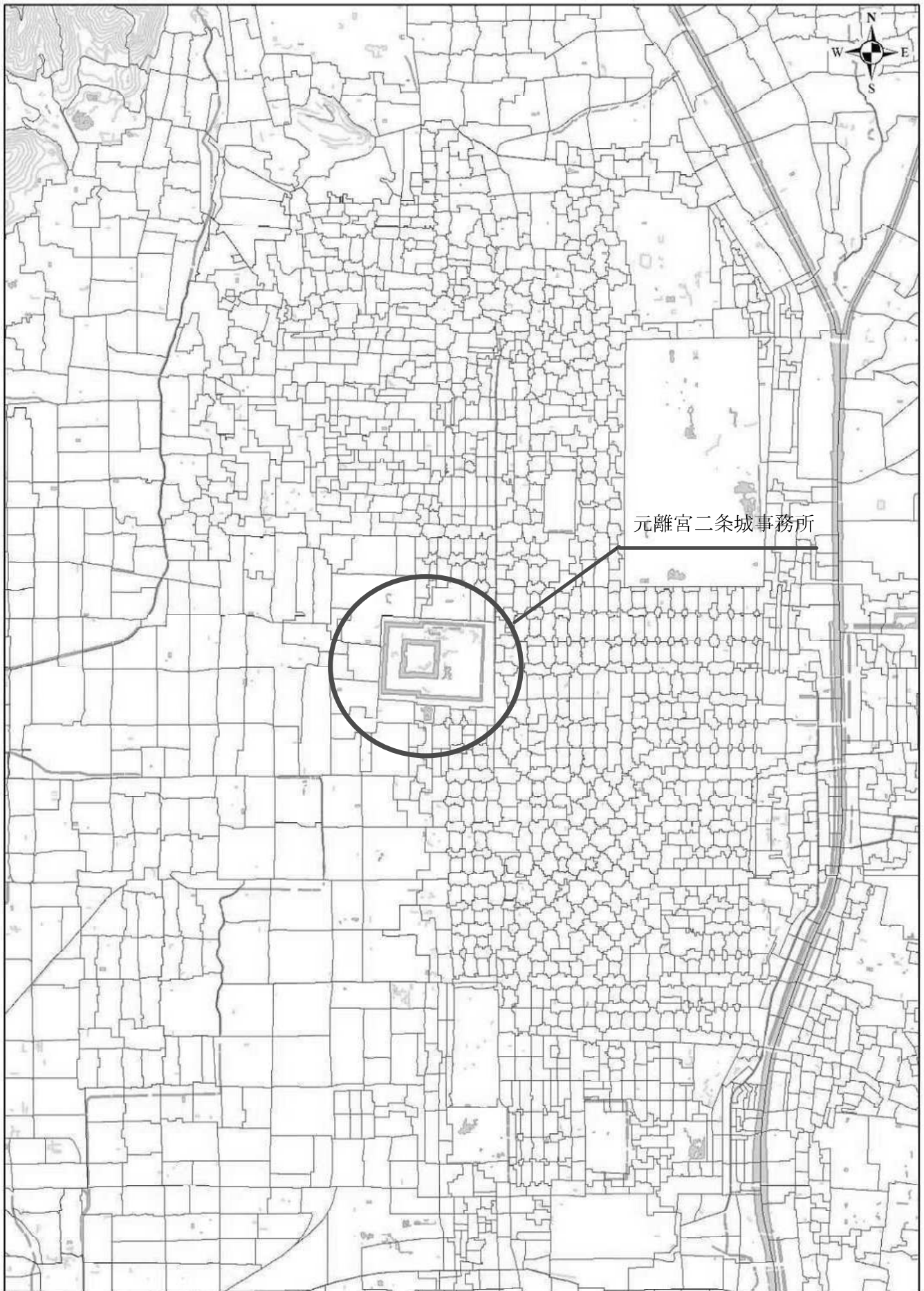
工種	種別	細別	備考
植栽工	地被類植栽工	地被類植栽 （スギゴケ）	
		張芝	

第 13 条（工事に係る事項）

本工事の施工に当たっては、下記の事項に留意すること。

- 1 本工事施工範囲は、9 月下旬を目途に園路を開放するため、土舗装の施工は開放日までに完成するよう工程調整を行うと共に、余裕を持った工程計画を立てること。
- 2 既設排水施設、既存樹木、建造物等を損傷又は破損させないように、適切な養生を行うこと。
- 3 施工で必要とする工事関係車両（資材・機械等の搬入出車両）以外は、城内北東部の駐車場へ駐車すること。但し、駐車台数に限りがあるため、監督職員と協議のうえ台数を決定すること。
- 4 施工は土日、祝日を除いて実施すること。但し、天候等の影響により実施せざるを得ない場合については、監督職員と協議のうえ作業日を決定すること。
- 5 城内で施工中の他工事（京都市元離宮二条城整備工事 ただし、受変電設備その他改修工事）との調整を図り、本工事のスムーズな進捗に努めること。
- 6 開城時間中（午前 8 時 45 分～午後 5 時）に城内を工事関係車両が通行する場合は、事前に監督職員と協議を行うこと。また、通行時においては来城者の安全を確保するため、誘導員を先頭に最徐行で通行すること。
- 7 立入禁止や誘導表示等の表示文は、多言語表示とすること。
- 8 保安施設（コーン、バー等）の色調及び仕様については、設置場所の景観に配慮すること。

位置図



1:25,000

位置図（城内拡大図）

